

中小企業・小規模事業者の賃上げ支援策について

2026年2月16日

四国経済産業局

中堅・中小企業の「稼ぐ力」の強化

中小企業を巡る厳しい経営環境

労働供給制約

物価高（仕入れ・原材料コスト増等）

米国関税影響

事業規模・成長ステージに合わせた支援が必要

官公需も含めた価格転嫁・取引適正化の更なる徹底

- ✓ 2026年1月施行の中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法の周知徹底と厳正な執行
- ✓ 下請Gメンによる取引実態調査、価格交渉促進月間フォローアップ調査等による発注者への指導等の徹底
- ✓ 国・地方自治体から民間への請負契約等の単価の見直し

成長支援・生産性向上

■ 飛躍的な成長を目指す事業者（スケールアップ型）への支援

- ✓ 100億企業や中堅企業の創出をはじめとした、地域経済を牽引する成長志向型の企業創出に向けた財政支援、金融支援等の抜本強化

■ 持続的発展を目指す事業者（パワーアップ型）への支援

- ✓ 生産性向上に資する設備投資、新事業進出、販路開拓の推進
- ✓ 業種別の「省力化投資促進プラン」を踏まえたデジタル化・省力化投資の推進

事業承継・M&Aによる事業再編

- ✓ 設備投資や専門家活用等への支援を通じた円滑な事業承継・M&Aの推進
- ✓ 金融機関等との連携による事業承継・引継ぎ支援センターの体制強化やM&Aアドバイザーに係る資格制度の創設等の施策を盛りこんだ「中小M&A市場改革プラン」の推進

伴走支援体制の強化・金融支援 等

■ プッシュ型による伴走支援の体制強化等

- ✓ 支援機関（よろず支援拠点、商工会・商工会議所等）の体制強化
- ✓ 支援機関連携を通じた自治体による伴走支援モデルの創出
- ✓ 賃上げ特設サイトやチラシ等を活用した気づきの機会提供の強化

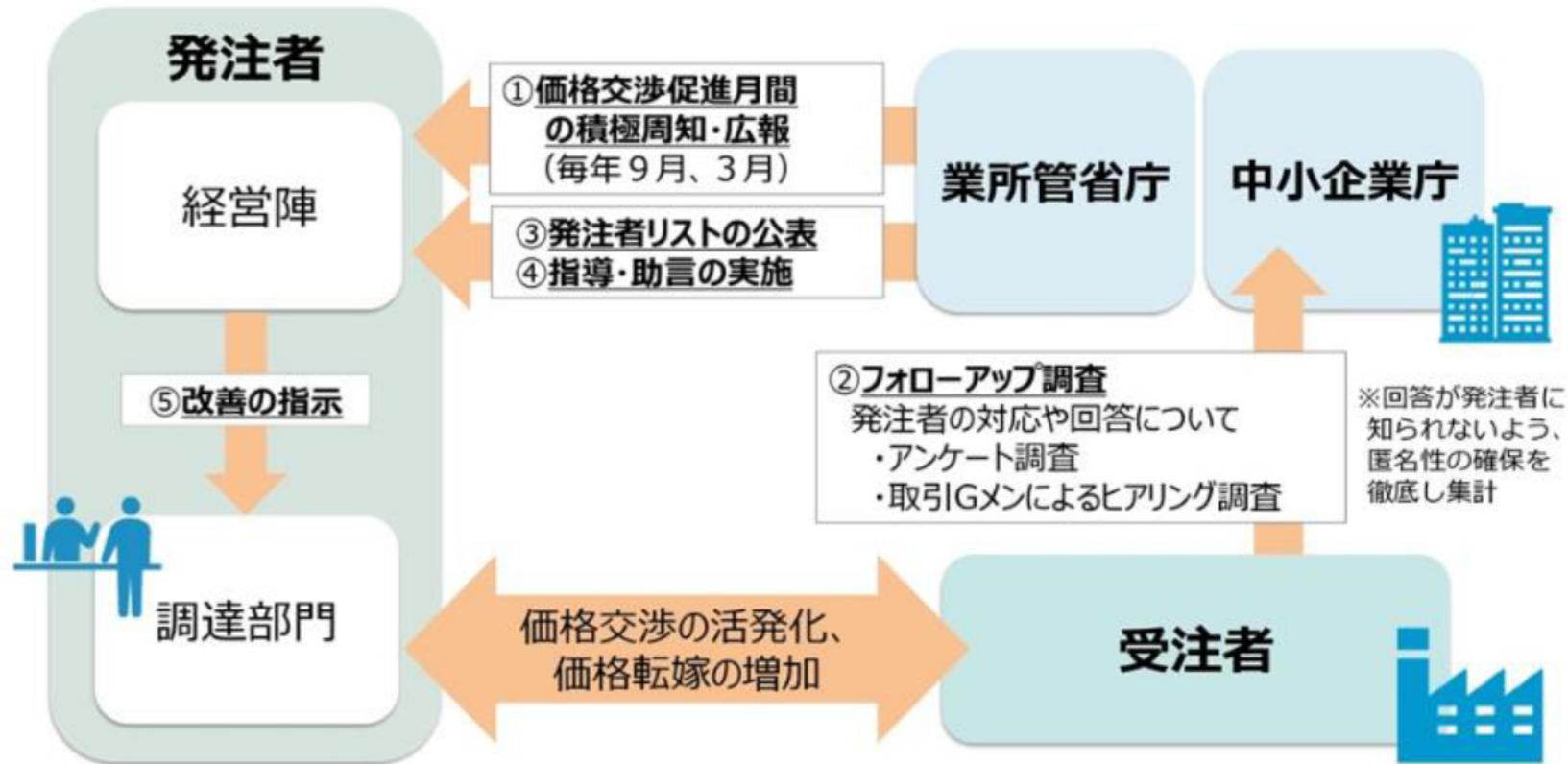
■ 金融支援の抜本強化

- ✓ 信用保証制度におけるメニューの新設、活用促進
- ✓ 日本公庫による資金繰り支援の拡充
- ✓ 中小企業活性化協議会の体制の強化 等

■ 重点支援交付金との連携強化

「価格交渉促進月間」における取組

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備のため、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。2025年9月で9回目。
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、価格交渉、価格転嫁の実施状況について、中小企業に対して「①アンケート調査、②取引Gメンによるヒアリング」を実施。必要に応じて大臣名での指導・助言等に繋げていく。
- アンケート調査は、30万社に配布し、2025年9月の回収率は23.3%（前回調査（3月）の回収率は21.9%）

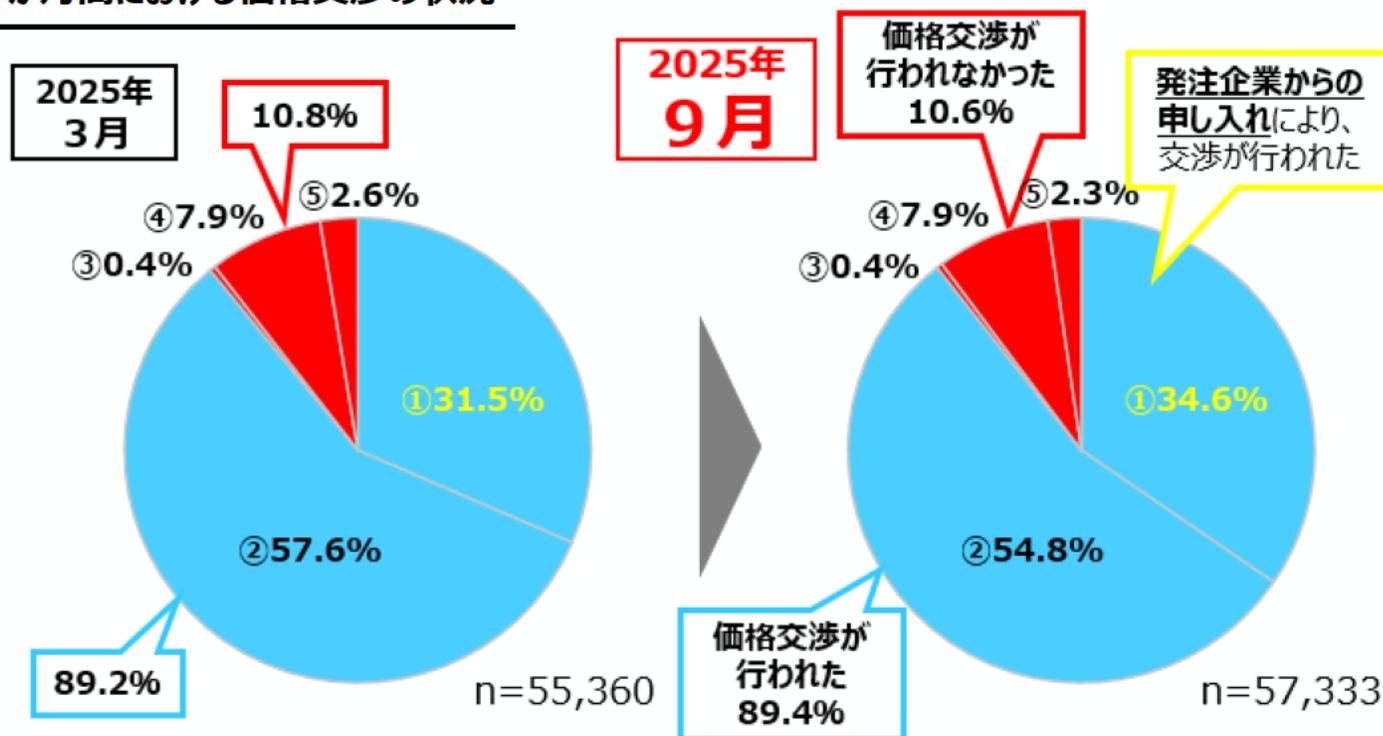


価格交渉促進月間の実施とフォローアップ調査結果は以下リンクから
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html>

価格交渉の状況

- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合（①）は、前回から約3ポイント増の34.6%。
- 「価格交渉が行われた」割合（①②）は全体の89.4%。
- 「価格交渉が行われなかった」割合（③④⑤）はほぼ横ばいの状況（前回10.8%→10.6%）。
 - 発注企業からの申し入れは浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約1割。協議に応じない一方的な価格決定の禁止を盛り込んだ「中小受託取引適正化法」の施行・厳正な執行などを通して、価格交渉・転嫁への更なる機運醸成が重要。

直近6か月間における価格交渉の状況



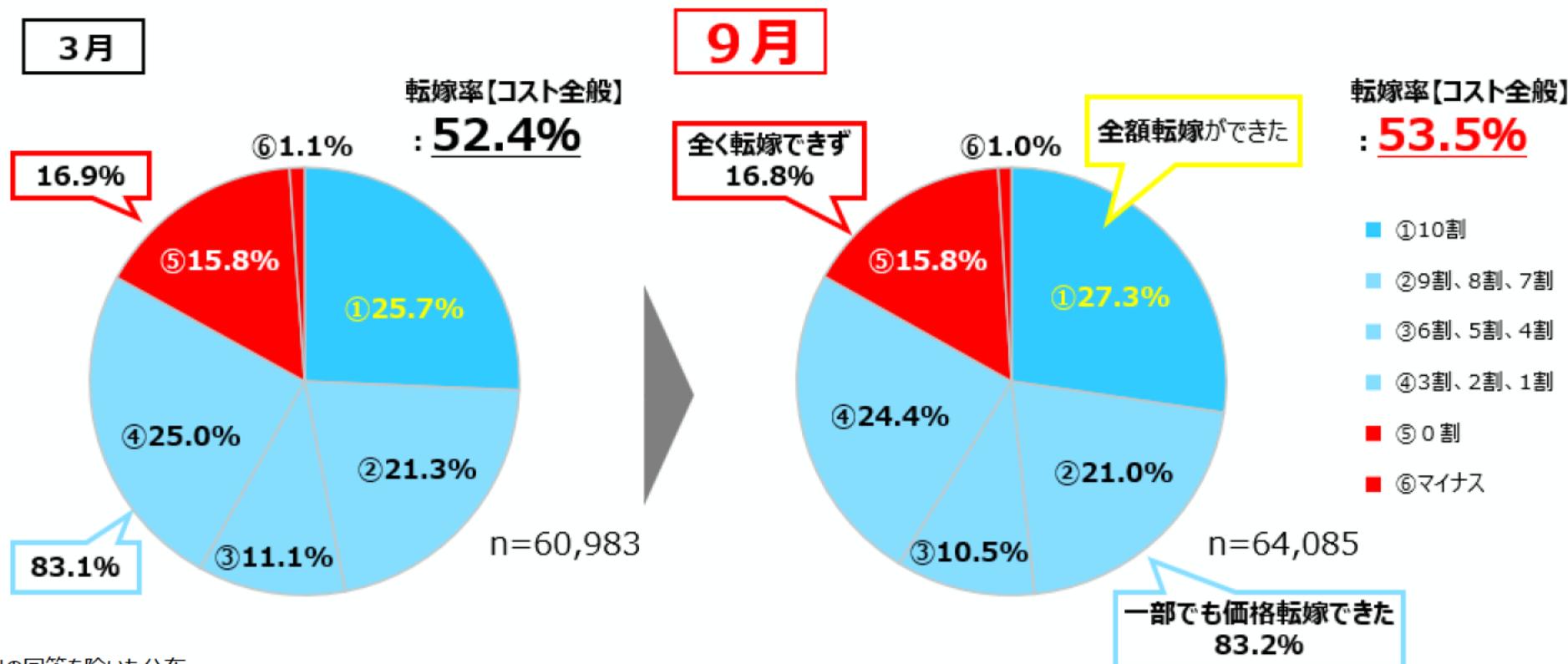
①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。
③	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。
④	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。
⑤	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

※「価格交渉不要」の回答を除いた分布。
 ※本調査の回答は、下請法の対象外取引も含まれ得ることに留意。以下同じ。

価格転嫁の状況【コスト全般】

- コスト全体の価格転嫁率は53.5%。今年3月時点より約1ポイント増加（前回52.4%→53.5%）。
- 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）は、8割超。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合（⑤⑥）は横ばいの状況（前回16.9%→16.8%）。
 - 価格転嫁の状況はほぼ横ばいであり、引き続き、転嫁できない企業と二極分離の状態が継続している。転嫁が困難な企業への更なる対策が重要。

直近6か月間における価格転嫁の状況



※「価格転嫁不要」の回答を除いた分布

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法改正の概要

1. 規制の見直し（下請代金支払遅延等防止法）

【規制内容の追加】

（1）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【価格据え置き取引への対応】

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止。

（2）手形払等の禁止

- 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止。
※手形払の禁止に伴い、割引困難な手形に係る規制を廃止。

【規制対象の追加】

（3）運送委託の対象取引への追加【物流問題への対応】

- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。

（4）従業員基準の追加【適用基準の追加】

- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

【執行の強化等】

（5）面的執行の強化

- 関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設。

※その他

- 製造委託の対象物品として、木型その他専ら物品の製造に用いる物品を追加。
- 書面等の交付義務において、承諾の有無にかかわらず、電磁的方法による提供を認容。
- 遅延利息の対象に、代金を減じた場合を追加。
- 既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備。

2. 振興の充実（下請中小企業振興法）

（1）多段階の事業者が連携した取組への支援

- 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、二以上の取引段階にある事業者が作成する振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加。

（2）適用対象の追加

- ①製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を対象取引に追加
②法人同士においても従業員数の大小関係がある場合を対象に追加。

（3）地方公共団体との連携強化

- 国及び地方公共団体が連携し、全国各地の事業者の振興に向けた取組を講じる旨の責務と、関係者が情報交換など密接な連携に努める旨を規定。

（4）主務大臣による執行強化

- 主務大臣による指導・助言をしたものの状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して改善を促すことができる旨を追加。

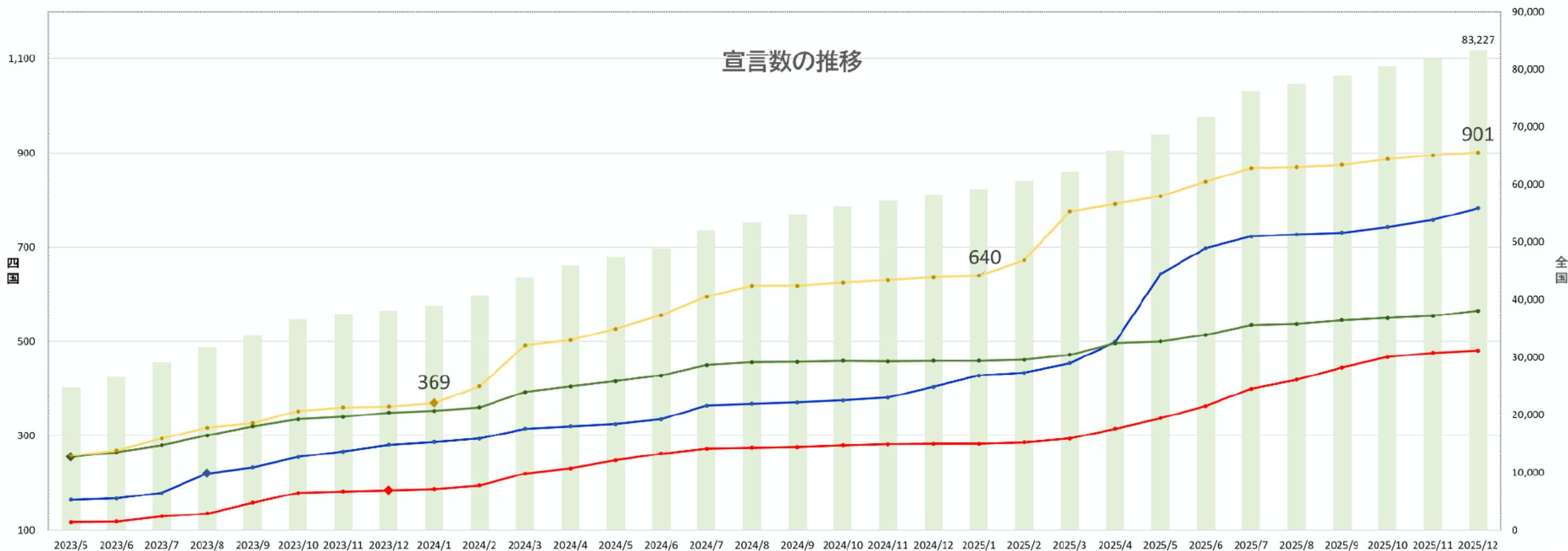
3. 「下請」等の用語の見直し（下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法等）

- 用語について、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。
- 題名について、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。

施行期日 令和8年1月1日

パートナーシップ構築宣言の取組

- パートナーシップ構築宣言は、発注者の立場から、代表者の名前で、サプライチェーン全体の付加価値向上や望ましい取引慣行の遵守等について自主的に宣言・公表することで、取引適正化に関する社内への意識徹底、取引先からの取組の見える化等を図り、サプライチェーン全体の共存共栄を図る取組
- **愛媛県内企業の宣言数は2025年12月末時点で901社**。2025年1月末時点の640社から261社増加し約1.4倍、共同宣言後の2024年1月末からは532社増加し約2.4倍



(資料) 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト (<https://www.biz-partnership.jp/index.html>) 登録企業リストから当該県別

生産性向上に向けた全国的なサポート体制の整備

- 「省力化投資促進プラン」の着実な実行に向けて、来年度から、①デジタル支援ツールを活用したプッシュ型支援、②ツール利用等をサポートする専門家等派遣、③生産性向上支援サポーターの伴走による専門的支援を措置する。
- この際、中小企業庁は業種を問わない一般的な経営支援の枠組みを構築し、業所管省庁は、業種毎の特性を鑑みて当該枠組みをアレンジ・活用することにより、中小・小規模事業者に向けた全国的なサポート体制を整備する。

生産性向上に向けた全国的なサポート体制

③生産性向上支援サポーターの伴走による専門的支援 【よろず支援拠点生産性向上支援センター】

- 希望する事業者に対して、伴走支援を実施
- 業所管省庁において、業種毎のサポーター候補を確保
- 中小企業庁において、上記業種以外の業種への対応も見据えた体制整備等の観点から、一般的な伴走支援が可能なサポーター候補も確保

②専門家等派遣

- 希望する事業者は、商工会・商工会議所に派遣される専門家等と一緒にツールを利用

①デジタル支援ツールを活用したプッシュ型支援

- 業所管省庁・業界団体・商工会・商工会議所・金融機関等の周知等の取組により、ツール活用を促進
- ツールの開発においては、業所管省庁の知見を反映

※業所管省庁による、独自の生産性向上支援に向けた取組（既存・拡充）も別途存在

重点支援地方交付金・推奨事業メニュー

<追加額 2.0兆円>

○ 推奨事業メニュー2.0兆円(うち食料品の物価高騰に対する特別加算:0.4兆円)

生活者支援	事業者支援
<p>① 食料品の物価高騰に対する特別加算</p> <p>米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するためのプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、食料品の現物給付などの支援</p>	<p>⑥ 中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備</p> <p>経営指導員による伴走支援、生産性向上に向けた補助や金融支援、一定以上の賃上げに向けた取組を行う事業者への支援、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者への補助、公共調達における価格転嫁の円滑化などの支援</p>
<p>② 物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援</p> <p>低所得者世帯・高齢者世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)や灯油をはじめエネルギー、水道料金等の物価高騰による負担を軽減するための支援</p>	<p>⑦ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援</p> <p>医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)</p>
<p>③ 物価高騰に伴う子育て世帯支援</p> <p>物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援</p> <p>※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。</p>	<p>⑧ 農林水産業における物価高騰対策支援</p> <p>配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援</p>
<p>④ 消費下支え等を通じた生活者支援</p> <p>物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付、水道料金の減免などの支援</p> <p>※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。</p>	<p>⑨ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援</p> <p>特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援</p>
<p>⑤ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援</p> <p>家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援</p>	<p>⑩ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援</p> <p>地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援</p>

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると思われるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費(実質的な賃上げにつながるもの)を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための活用も可能。

參考資料

1. 成長投資支援

- **中小企業成長加速化補助金の拡充【3,400億円の内数】**
 - ― 売上高100億円を超える中小企業（100億企業）創出に向けて、飛躍的な成長を志向する企業に対する財政支援を実施
- **大規模成長投資支援【4,121億円（新規2,000億円、既存2,121億円）】**
 - ― 中堅・中小企業が、賃上げに向けた省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るための大規模な投資に対する支援を継続（新規公募分として基金2,000億円を措置し、100億宣言企業向けに、うち1,000億円程度を確保）

2. 生産性向上・省力化投資支援

- **生産性向上の支援（生産性革命推進事業のうち、デジタル化・AI導入補助金、持続化補助金、事業承継・M&A補助金）【3,400億円の内数】**
 - ― 生産性向上に向けて、デジタル化や、販路開拓、事業承継・M&Aに係る設備投資等を後押しするとともに、物価高や米国関税影響を踏まえたソフト支援を実施
- **革新的製品等開発や新事業進出支援【既存基金の活用（1,200億円規模）】**
 - ― 中小企業等の革新的製品・サービス開発や海外を含む新市場への進出等に係る設備投資等を支援
- **省力化投資支援【既存基金の活用（1,800億円規模）】**
 - ― 従業員規模ごとの補助上限額の見直しなど、業種別の「省力化投資促進プラン」を踏まえた省力化投資の推進

3. 伴走支援

- **プッシュ型による伴走支援の体制強化等【376億円の内数】**
 - ― 支援機関（商工会・商工会議所、認定支援機関、よろず支援拠点（生産性向上支援センター含む）、活性協、承継センター等）の体制強化
 - ― 支援機関連携を通じた自治体による伴走支援モデルの創出
 - ― 賃上げ特設サイトやチラシ等を活用した気づきの機会提供の強化

4. 取引適正化

- **官公需も含めた価格転嫁・取引適正化の更なる徹底【7.6億円】**
 - ― 2026年1月施行の中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法の周知徹底と厳正な執行
 - ― 下請Gメンによる取引実態調査、価格交渉促進月間フォローアップ調査等による発注者への指導等の徹底
 - ― 国・地方自治体において、民間への請負契約等の単価見直しや、単価・発注における物価上昇を踏まえた予定価格等の予算確保、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の基準等の見直しを行う

5. 資金繰り支援

- **信用保証制度におけるメニュー新設等【152億円】**
 - ― 経営改善や事業再生に取り組む中小企業や、民間金融機関やモニタリング能力を有する者との連携強化を行う中小企業等の借入に対して信用保証協会が保証を行い、当該保証に係る保証料の補助を実施
- **日本政策金融公庫等による資金繰り支援事業【40億円】**
 - ― 日本政策金融公庫等において、米国関税措置の影響を受けた事業者等に対して資金繰り支援を実施

6. 災害支援

- **なりわい再建支援事業等による被災地域の復興支援【268億円】**
 - ― 令和6年能登半島地震等、令和3年・令和4年福島県沖地震、令和2年7月豪雨により被害を受けた中小企業等が行う施設・設備の復旧・復興を支援
- **局激指定災害への支援拡充等【53億円の内数】**
 - ― 局激指定災害に関する自治体連携補助金の補助上限引上げや災害救助法適用を受けた災害からの復旧支援

省力化投資を促進する支援策（中小企業省力化投資補助事業 3,000億円）

- 人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しする補助金。
- カタログ形式による簡易で即効性のある支援を行う「カタログ注文型」と、事業者それぞれの業務に応じたオーダーメイドによる省力化投資を幅広く支援する「一般型」の2類型を措置。

カタログ注文型

随時申請
受付中

一般（オーダーメイド）型

公募回制

補助対象となる事業

中小企業などが省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

中小企業などが省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、「労働生産性 年平均成長率4%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	1/2 以下	200万円	300万円
6~20名		500万円	750万円
21名以上		1,000万円	1,500万円

従業員数	補助率※	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	中小企業 1/2 小規模・再生 2/3	750万円	1,000万円
6~20名		1,500万円	2,000万円
21~50名		3,000万円	4,000万円
51~100名		5,000万円	6,500万円
101名以上		8,000万円	1億円

中小企業生産性革命推進事業

令和7年度補正予算 3,400億円

(1) 中小企業庁 経営支援部 経営支援課

(2) 中小企業庁 経営支援部 イノベーションチーム

(3) 中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課 (4) 中小企業庁 事業環境部 財務課

(5) 中小企業庁 経営支援部 経営支援課、海外展開支援室、事業環境部 財務課、長官官房 総務課

事業の内容

事業目的

中小企業・小規模事業者は、物価高や米国関税による貿易環境の変化、過去最高水準の最低賃金引上げ、人手不足等の課題に直面している。それらに対応するためには、中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」を抜本的に強化し、持続的に賃上げを実現していく必要がある。そのため、中小企業・小規模事業者の設備投資等を通じた生産性向上を促進するとともに、生産性が高く一定規模の事業者をターゲットとした大胆な設備投資・付加価値創出を促すための切れ目のない支援を行う。加えて、事業環境の変化による影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する総合的なソフト支援を実施する。

事業概要

成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小企業・小規模事業者の生産性向上を実現するため、以下の事業を実施。

- (1) 中小企業成長加速化支援事業（中小企業成長加速化補助金）
売上高100億円を目指す成長志向型の中小企業の潜在的な投資を最大限引き出すため、大胆な設備投資を支援。
- (2) 中小企業デジタル化・AI導入支援事業（デジタル化・AI導入補助金）
中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援。
- (3) 小規模事業者持続的発展支援事業（小規模事業者持続化補助金）
小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援。
- (4) 事業承継・M & A支援事業（事業承継・M & A補助金）
事業承継・M & Aに際し、設備投資やM&A前後（PMIを含む）での専門家活用費用等を支援。
- (5) 総合的なソフト支援パッケージ事業
賃上げや米国関税等の影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する重点的なハンズオン支援をはじめとした総合的なソフト支援を実施。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) ~ (4)



(5)



成果目標

各事業を通じて事業者の成長や生産性向上を促し、事業終了後の生産性、賃金等の向上を目指す。

中堅等大規模成長投資補助金 (中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金)

令和7年度補正予算 4,121億円

経済産業政策局 地域経済産業政策課

事業目的・概要

事業目的

地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進することで、地方の持続的な賃上げを実現する。

事業概要

中堅・中小・スタートアップ企業の持続的な賃上げや事業成長等を目的として以下の取り組みを行う。

①中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

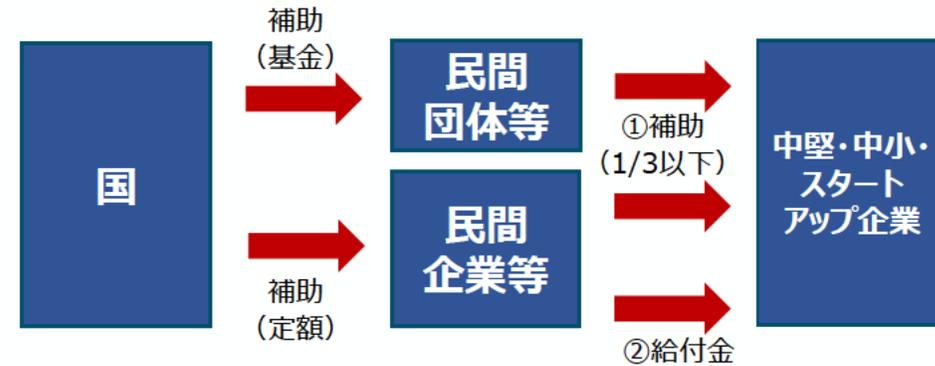
人手不足に対応するための省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行う。

新規公募分として基金2,000億円を措置し、100億宣言企業向けに、うち1,000億円程度を確保。

②地域企業経営人材確保支援事業給付金

着実な事業成長等を実行可能な経営体制を整備するため、転籍・兼業・副業・出向等により大企業から経営人材を受け入れた場合に、給付金を支給する。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



①大規模成長投資補助金：補助上限額50億円
※新規公募分：投資下限額20億円（100億宣言企業は15億円）

②地域企業経営人材確保支援事業給付金：
※転籍の場合：給付上限額 最大450万円（地域によって変動）
兼業・副業・出向の場合：給付上限額 200万円

成果目標・事業期間

①中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金：

大規模投資を通じた労働生産性の抜本的向上と事業規模の拡大により、対象事業に関わる従業員の1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が一定以上の伸び率を実現する。

②地域企業経営人材確保支援事業給付金：

当該事業により経営人材を確保した中堅・中小企業が、確保前の想定を上回る企業成長を達成することを目指す。

地方公共団体による小規模事業者支援推進事業

令和7年度補正予算 53億円

事業の内容

事業目的

- 国と地方公共団体が、中小企業基本法及び小規模企業振興基本法に則り、適切に役割分担、相互を補完する形で施策を講じることにより、小規模事業者に対する伴走支援等の実施体制の強化や発災時における迅速な復旧支援を通じた、地域経済の発展、各地域の経済発展に伴う日本全体の経済発展へと寄与することを目的とする。

事業概要

- 地方公共団体による、以下の取組を支援。

(1) 最低賃金引上げ等の事業環境変化への対応

最低賃金の引き上げ等の外部環境の変化に伴う小規模事業者の経営課題に対応するため、①地域の支援機関の連携体制の構築、②プッシュ型の働きかけ、③課題解決のための一貫支援を行う伴走支援モデルの創出に向けた取組。

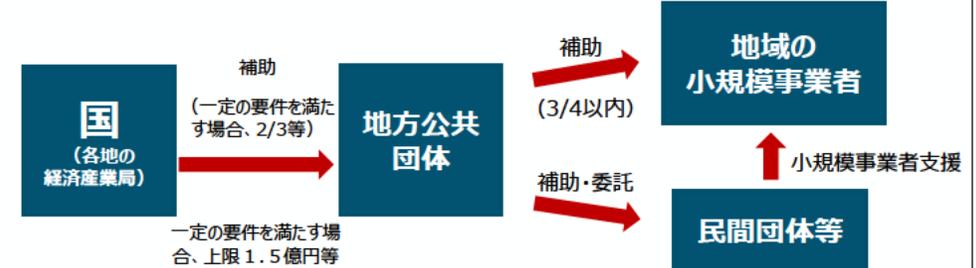
(2) 災害時支援

令和7年8月豪雨や令和7年台風22号など、局激指定、災害救助法適用を受けた災害からの復旧支援を目的とした施策（施設・設備の復旧事業）

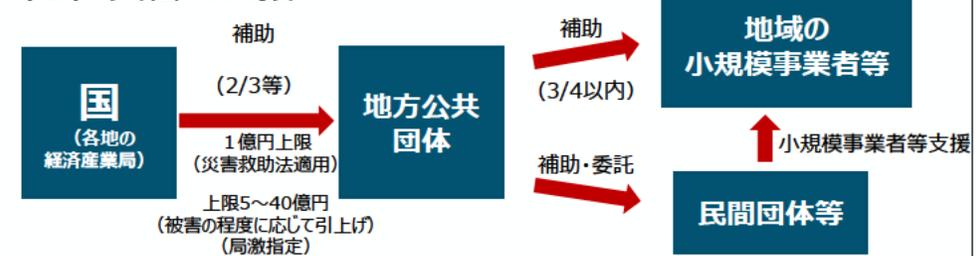
自治体連携型補助金（局激版）について、被災都道府県の被害の程度に応じて上限額を引き上げるスキームに改正

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) 最低賃金引上げ等の事業環境変化対応



(2) 災害時支援



成果目標

(1) 最低賃金引上げ等の事業環境変化への対応

地方公共団体が支援した小規模事業者のうち、伴走支援等によって経営課題の改善につながった事業者の割合が事業終了後80%を超えることを目指す。

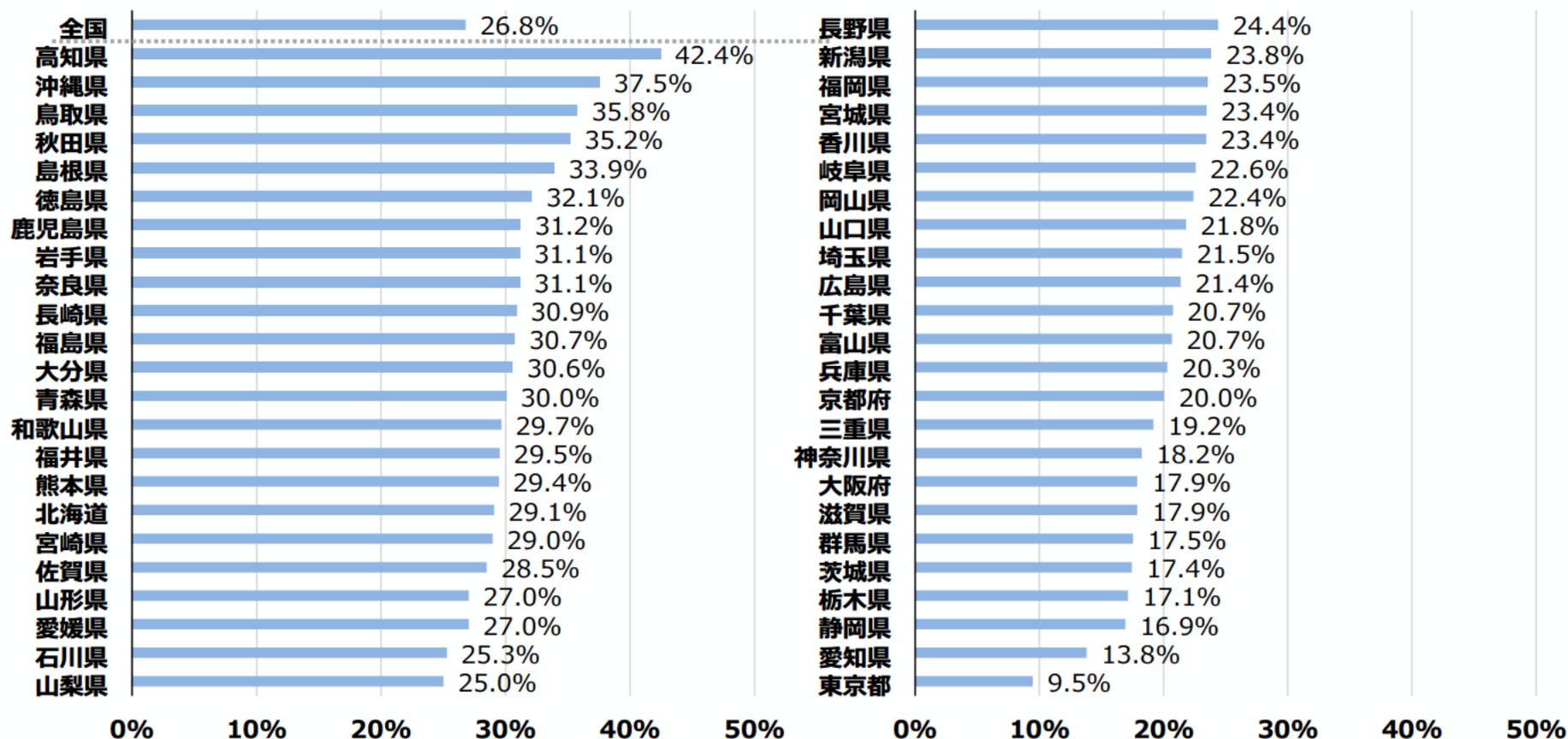
(2) 災害時支援

長期的には、地方公共団体が支援した小規模事業者等のうち、年度末で事業再建を果たした者の割合80%以上を目指す。

地方では、公的需要が地域経済に占める割合が高い

- 官公需など公需は、GDPの1 / 4を占める。地方ほどその割合は大きく、地域経済に与える影響も大きい。
- 物価上昇を上回る賃上げの実現に向けて、国（地方支分部局、独法、国立大学法人等を含む）・地方公共団体が率先垂範し、官公需における価格転嫁を徹底していく。

公的需要が都道府県GDPに占める割合（2021年度）



(注) 都道府県の数値は、「公的需要」（「地方政府等最終消費支出」、「公的固定資本形成」、「公的在庫変動」の合計値）を県内総生産で割った値。
 全国の数値は、「公的需要」（「政府最終消費支出」、「公的固定資本形成」、「公的在庫変動」の合計値）を国内総生産で割った値。いずれも名目値。
 (出所) 内閣府「県民経済計算」（各都道府県）、内閣府「国民経済計算」（全国）を基に事務局にて作成。

官公需における価格転嫁・取引適正化

- 総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）に基づき、関係省庁一丸となって強力に実行する。

発注の改善

- 国・独立行政法人等の低入札価格調査制度の適切な運用、工事以外の請負契約への拡大。
- 地方自治体における低入札価格調査制度・最低制限価格制度の工事関係での速やかな導入徹底と工事契約以外への導入拡大。総務省による実態調査の公表、通知。
- 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の設定基準（現在は概ね60%）について、業種毎の適正水準の検証・見直し。
- 予定価格が最低賃金やエネルギー代金の上昇に対応できるよう、必要な予算の確保や「重点支援地方交付金」の活用。

発注後の対応

- 「物価上昇に伴うスライド対応」、「期中改定」等の対応の徹底。
- 最低賃金等の上昇に対応できるよう、必要な予算の確保や「重点支援地方交付金」の活用。
- 価格交渉促進月間FU調査の官公需リスト公表（中企庁）、地方自治体へ結果通知（総務省）

横断的取組

- 「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」及び措置状況調査の結果公表（中企庁）
- 全自治体における官公需相談窓口の設置（取引かけこみ寺とも連携）（総務省）

<参考：業界ごとの取組例>

- 第3次担い手三法*の改正によるスライド条項の活用、受注者からの申出に対する誠実協議の義務化（国土交通省）
※公共工事品確法、建築業法、公共工事適正化法
- ビルメンテナンス業に係る発注事務ガイドラインを労務費指針等を踏まえ改定（厚労省）
- 官公需印刷物の入札・契約に関する実態調査、配慮依頼の通知（総務省・経産省）
- 一般廃棄物処理業務の価格転嫁に関する通知、実態調査及び結果通知（環境省）
- 警備業における顧客との交渉における好事例集の作成・周知（全国警備業協会）

賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ

- 中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた価格転嫁・取引適正化や省力化・生産性向上を、各省庁・所管業界において進めるため、佐藤官房副長官がトップの関係局長等によるワーキンググループを開催。

概要

- 開催日時：2025年12月22日（月）16:30～17:00
- 開催場所：首相官邸2階小ホール
- 出席者：内閣官房副長官（参）、内閣官房副長官補（内政）、成長戦略本部事務局長代理、中小企業庁長官、公正取引委員会経済取引局長、財務省主計局次長、総務省自治行政局長及び各省庁の事業所管担当局長。

※本WGは、「中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」を改組し、「省力化投資プランの策定と実行のための関係府省庁連絡会議」及び「労務費の適切な転嫁のための関係省庁連絡会議」の議論を引き継ぐ形で設置。

内容

- 各省庁・各業界の価格転嫁・取引適正化の取組の進捗報告
- 下請法の執行状況、取適法の執行準備状況の報告
- 労務費転嫁指針の改正
- 官公需における価格転嫁の取組徹底
- 省力化投資促進プランの対象業種への警備業の追加

佐藤官房副長官より、各省庁に対して、所管業界や官公需における価格転嫁・取引適正化の更なる推進とフォローアップを行うこと、省力化投資の着実な実行等について指示。また、こうした一連の取組については、**来年1月・2月を中心に、全ての都道府県で開催予定の「地方版政労使会議」で周知徹底を図るよう指示。**

佐藤内閣官房副長官からの指示事項（1 / 2）

I. 価格転嫁・取引適正化

1. 各事業所管省庁から業界団体への要請

- これまでに要請した事項の取組状況をフォローアップすること。特に、価格転嫁を阻害する商習慣として取り組むべき課題を洗い出し、その対応を含め、自主行動計画に反映すること。
- 自主行動計画について、取適法・振興法を踏まえた改定が未実施な場合には、速やかに改定するとともに、パートナーシップ構築宣言を行う旨盛り込むこと。
- 特に、価格転嫁の状況が芳しくない、トラック運送、通信、広告、農業・林業、廃棄物処理、放送コンテンツ等においては、転嫁状況の改善に向けて、強力に指導すること。
- 警備、ビルメンテナンス、広告等の間接経費についても、契約の適正化を進め、価格転嫁の対象とすることを検討すること。
- 改正された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を周知徹底すること。

2. 各事業所管省庁における取組

- 来年1月1日に施行される中小受託取引適正化法（取適法）及び受託中小企業振興法（振興法）について、引き続き所管業界へ周知徹底を行うとともに、省庁間連携による執行強化のため必要な体制を整備すること。
- 米国関税や経済動向の変化に伴い、サプライチェーン全体での取引適正化の取組が阻害されることがないよう、所管業界の取引実態を注視すること。
- 取適法の勧告を受けた事業者に対する、補助金交付や入札参加資格停止措置の検討を引き続き進めること。



各省庁に指示する佐藤内閣官房副長官
(写真中央)

佐藤内閣官房副長官からの指示事項（2 / 2）

Ⅱ.官公需における価格転嫁・取引適正化

- ビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約における総合評価落札方式の適用拡大、低入札価格調査基準の見直し、期中改定等の徹底、本府省庁等から地方支分部局等への支援など、各府省庁等の契約における適切な価格転嫁の推進に向けた申合せを踏まえ、実施を徹底するとともに、総務省を通じて、地方公共団体での取組の徹底を図ること。
- 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度について、事業所管省庁において主要な業種の価格基準を今年度内に策定するとともに、基準を見直すことを含め、各制度の趣旨に則った対応を徹底すること。
- 総務省及び内閣府におかれては、重点支援地方交付金を活用し地方公共団体の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化に対応するため、推奨メニューや先行事例の紹介など取組を支援すること。
- 中小企業庁におかれては、これまでも中心的に取り組んできた内閣官房・財務省・総務省と連携し、目標年度や定量的な目標を含む官公需における価格転嫁を徹底するための対応策について検討し、来春を目途に進捗を報告すること。
- 各省庁の政務・幹部が地方自治体の首長・幹部と面会等する機会を捉え、官公需における価格転嫁・取引適正化を要請すること。

Ⅲ.省力化投資

- 警察庁におかれては、警備業の省力化投資促進プランを着実に実行すること。
- 関係省庁におかれては、これまでに策定した省力化投資促進プランの実行を進め、その取組を次回WGで報告すること。
- 関係省庁におかれては、令和8年度から各都道府県によろず支援拠点内に設置される「生産性向上支援センター」の体制整備や周知広報に協力すること。

これらの取組状況については、継続的にフォローアップを行い、各省庁から報告すること。

各業界団体における自主行動計画の改定状況

- 令和7年12月時点で、**31業種88団体**が取引適正化に関する自主行動計画を策定。各団体において、法改正を踏まえた改定作業を順次進めている。
- 既に改定済みの団体は11団体。改定の目途がたっているのは41団体。改定の予定はあるものの、時期が未定であるのは28団体。改定の予定がない、あるいは回答が得られていないのは8団体。**引き続き、各事業所管省庁を通じ、法改正内容の自主行動計画への反映を促していく必要あり。**

改定済みの団体一覧（11団体）

全国警備業協会（令和7年9月）
 日本インターネットプロバイダー協会
 （令和7年10月7日新規策定、策定時点で
 法改正の内容を反映済み）
 テレコムサービス協会
 （令和7年10月8日新規策定、策定時点で
 法改正の内容を反映済み）
 日本鉄道車輛工業会
 （令和7年11月22日）
 電子情報技術産業協会
 （令和7年12月9日）
 全国段ボール工業組合連合会
 （令和7年12月12日、令和8年1月公開予定）
 住宅生産団体連合会（令和7年12月17日）
 日本製紙連合会（令和7年12月22日）
 日本自動車工業会（令和7年12月）
 日本自動車部品工業会
 （令和7年12月）
 日本ボランティアチェーン協会
 （改定済み、令和8年1月1日付公開予定）

改定予定（※改定時期目途あり）の団体一覧（41団体）

日本産業機械工業会（令和7年12月予定）
 全日本トラック協会（令和7年12月未予定）
 電気通信事業者協会（令和8年1月予定）
 酒類業中央団体連絡協議会
 （令和8年1月予定）
 情報サービス産業協会（令和8年1月予定）
 日本外食品流通協会（令和8年1月予定）
 日本繊維産業連盟（令和8年1月予定）
 日本オフィス家具協会（令和8年1月予定）
 日本分析機器工業会（令和8年1月予定）
 日本電機工業会（令和8年1月予定）
 日本航空宇宙工業会（令和8年1月予定）
 日本造船工業会（令和8年2月予定）
 日本中小型造船工業会（令和8年2月予定）
 カメラ映像機器工業会（令和8年2月予定）
 日本スーパーマーケット協会
 （令和8年3月まで）
 日本金属熱処理工業会（令和8年3月まで）
 日本鍛造協会（令和8年3月まで）
 日本鑄造協会（令和8年3月まで）
 日本DIY・ホームセンター協会
 （令和8年3月まで）
 日本金属プレス工業協会（令和8年3月まで）
 日本パルプ工業会（令和8年3月まで）
 日本ダイカスト協会（令和8年3月まで）
 日本粉末冶金工業会（令和8年3月まで）
 日本鑄鍛鋼会（令和8年3月まで）
 日本金型工業会（令和8年3月まで）
 日本ガス石油機器工業会（令和8年3月まで）
 日本鍛圧機械工業会（令和8年3月まで）
 日本工業炉協会（令和8年3月まで）
 日本建材・住宅設備産業協会
 （令和8年3月予定）
 日本ロボット工業会（令和8年3月予定）
 日本計量機器工業連合会
 （令和8年3月予定）
 日本チェーンドラッグストア協会
 （令和8年3月予定）
 全国銀行協会（令和8年3月頃予定）
 日本フードサービス協会（令和8年度中）
 日本プラスチック工業連盟（令和8年4月まで）
 日本化学工業協会（令和8年4月まで）
 塩ビ工業・環境協会（令和8年4月まで）
 化成品工業協会（令和8年4月まで）
 石油化学工業協会（令和8年4月まで）
 日本ゴム工業会（令和8年4月まで）
 日本工作機械工業会（令和8年4月予定）

改定予定（※改定時期未定）の団体一覧（28団体）

放送コンテンツ適正取引推進協議会
 デジタルメディア協会
 全国ビルメンテナンス協会
 食品産業センター
 日本加工食品卸協会
 日本給食品連合会
 全国給食事業協同組合連合会
 全国魚卸売市場連合会
 全国青果卸売市場協会
 日本フランチャイズチェーン協会
 日本鉄鋼連盟
 日本伸銅協会
 日本電線工業会
 マンション管理業協会
 日本建設機械工業会
 送配電網協議会
 全国建設業協会
 日本広告業協会
 協同組合日本映画製作者協会
 日本映画製作者連盟
 日本映像職能連合
 日本映画制作適正化機構
 日本印刷産業連合会
 日本賃貸住宅管理協会
 日本防衛装備工業会
 日本家具産業振興会
 アジア家具フォーラム
 全日本ベッド工業会

改定予定なし/回答なしの団体一覧（8団体）

情報通信ネットワーク産業協会
 全国スーパーマーケット協会
 日本アルミニウム協会
 日本半導体製造装置協会
 ビジネス機械・情報システム産業協会

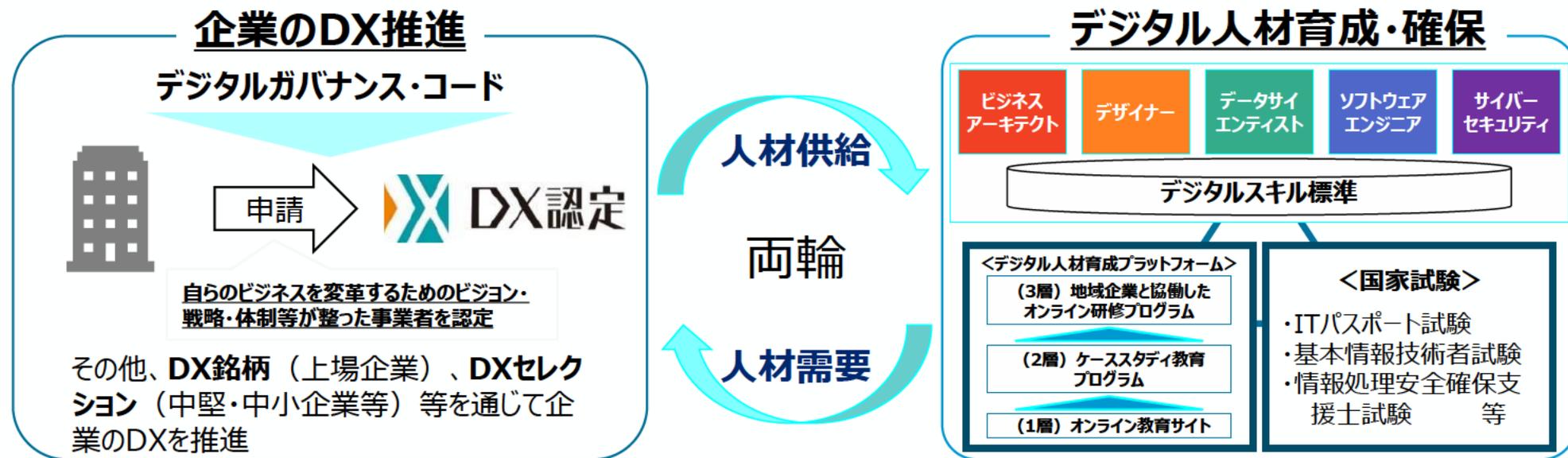
日本貿易会
 日本動画協会
 日本建設業連合会

【参考】

「DX化による生産性向上と人材育成」に関する取組

企業のDX推進とデジタル人材育成の関係

- 「企業のDX推進」と「デジタル人材の育成」を両輪で推進していくことが重要。
- 企業のDX推進に向けた取り組みとして、以下を実施。
 - DX認定・DX銘柄等のDX推進施策によるDX事例の創出や横展開
- また、デジタル人材育成の具体的な取り組みとして、以下を実施。
 - デジタルスキル標準の策定によるデジタルスキルや能力の見える化
 - デジタル人材育成プラットフォームにおける実践的な学びの場を提供
 - 情報処理技術者試験による、知識・技能の客観的な評価

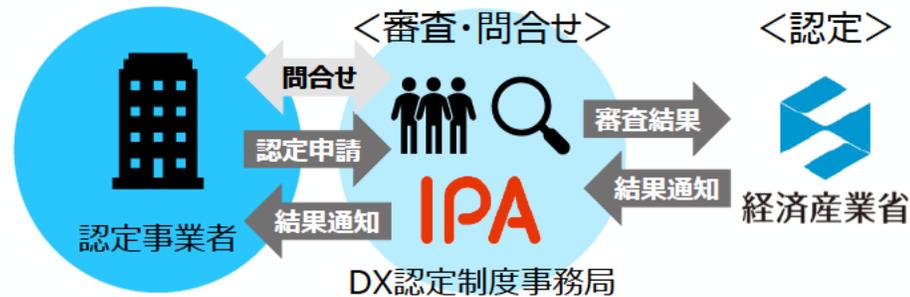


DX認定制度



- 「情報処理の促進に関する法律」第31条に基づき、企業がデジタルによって自らのビジネスを変革するためのビジョン・戦略・体制等が整った事業者を認定。2020年12月以降、**1,762者認定済**（2026年1月時点）。

申請～認定の流れ



- ✓ 企業の規模や業種を問わず、**全ての事業者**が対象
- ✓ 認定申請や認定の維持に係る費用は**全て無料**
- ✓ **1年間いつでもオンライン申請**が可能
- ✓ IPAが審査を行い、**経産大臣が認定**
- ✓ 認定事業者については、**オンラインで公表**・認定事業者の取組の検索が可能

認定後の事業者への各種支援措置

- ✓ **DX認定制度ロゴマークの使用**
- ✓ **人材育成の訓練に対する支援措置**
高度デジタル人材訓練の対象事業主としての要件を満たし、**訓練経費（最大75%）**や**訓練期間中の賃金の一部（最大960円/時間）**等について**助成**を受けられる。
- ✓ **DX銘柄及びDXセレクションへの応募が可能**
DX銘柄の選定対象として、DX認定の取得が必須。（上場企業）DX認定を取得することで、**DXセレクションへの自薦での応募が可能**。（中堅・中小企業等）注）DXセレクションは、DX認定未取得企業においても他薦での応募は可能。
- ✓ **ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の加点項目**
DX認定を取得した事業者は、**ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金**を申請した際に、**加点対象**となります。

（出典）経済産業省HPより：https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dx-nintei/dx-nintei.html（DX認定制度）



HPはこちら

DX認定制度・認定事業者

DX認定制度は、「情報処理の促進に関する法律」第三十一条に基づき、企業がデジタルによって自らのビジネスを変革するためのビジョン・戦略・体制等が整った事業者を経済産業大臣が認定。

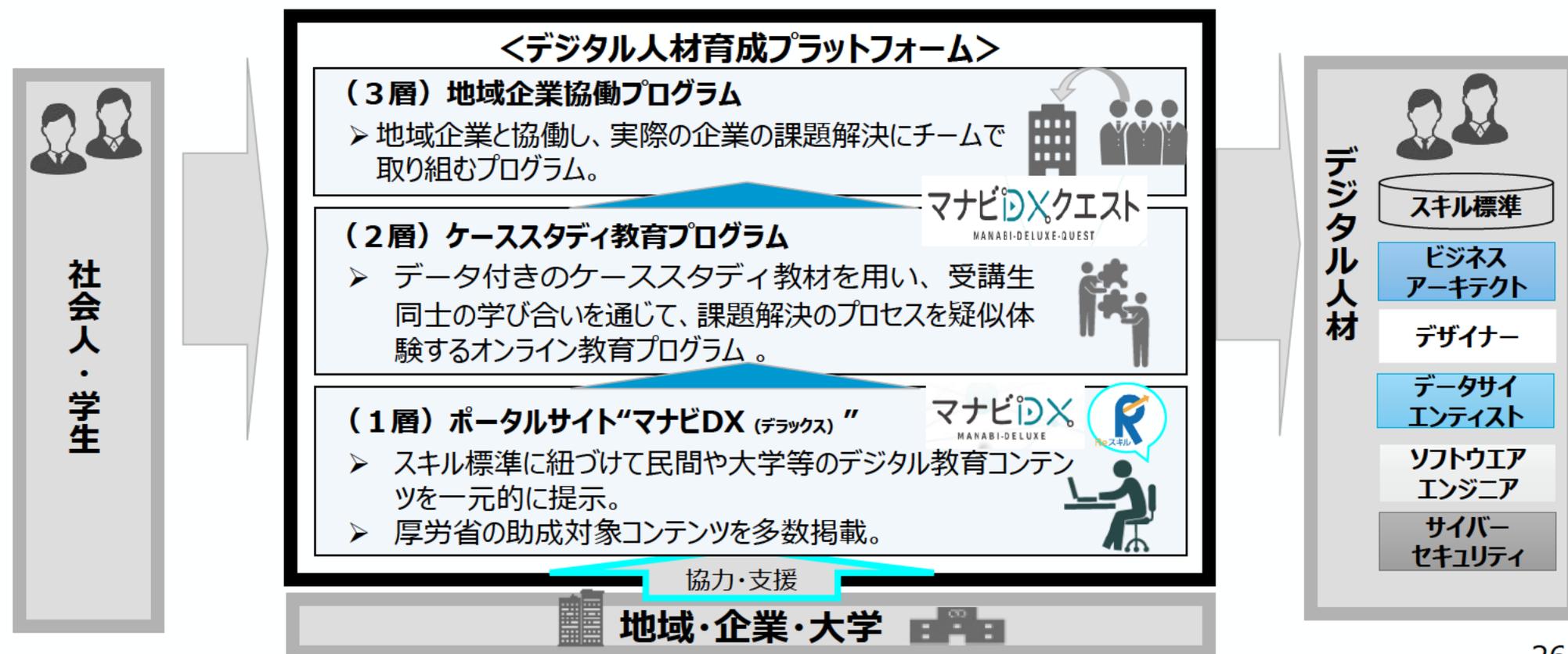
2026年1月時点で、**四国4県では52者(全国1,762者)**が認定。(全国比：3%)

県	法人名	認定日	業種 (大分類)	従業員数	県	法人名	認定日	業種 (大分類)	従業員数
高知県 (12者)	四国情報管理センター(株)	<u>R6.1.1</u>	情報通信業	100~299	愛媛県 (21者)	ユニ・チャーム(株)	R6.2.1	製造業	1,000~1,999
	(株)幸	R6.12.1	医療、福祉	30~49		浅川造船(株)	R6.11.1	製造業	100~299
	(株)垣内	R7.9.1	製造業	100~299		(株)愛媛銀行	R7.2.1	金融業、保険業	1,000~1,999
	(株)技研製作所	<u>R7.12.1</u>	製造業	300~999		(株)長浜機設	R7.11.1	建設業	30~49
	(株)高知電子計算センター	R6.3.1	情報通信業	100~299		ちぐさ技研工業(株)	R7.12.1	製造業	30~49
	(株)四国銀行	R6.3.1	金融業、保険業	1,000~1,999		(株)アイコーポレーション	R6.4.1	情報通信業	100~299
	高知通運(株)	R6.3.1	運輸業、郵便業	10~19		(株)アグサス	R6.5.1	卸売業、小売業	100~299
	新進建設(株)	R6.5.1	建設業	50~99		IKEUCHI ORGANIC(株)	R6.5.1	製造業	30~49
	(株)城西館	R6.7.1	宿泊業、飲食サービス業	100~299		(株)宇和島プロジェクト	R6.6.1	卸売業、小売業	50~99
	(株)土佐電子	R6.11.1	製造業	300~999		西染工(株)	R6.6.1	製造業	50~99
	(株)山元	R7.1.1	卸売業、小売業	10~19		(株)リテック	R6.9.1	医療、福祉	50~99
	株式会社土佐マシン	R7.9.1	卸売業、小売業	5~9		(株)母恵夢本舗	R6.10.1	製造業	100~299
香川県 (11者)	サンコー(株)	R6.1.1	卸売業、小売業	100~299		(株)ニユーズ	R6.10.1	農業、林業	20~29
	(株)百十四銀行	<u>R6.10.1</u>	金融業、保険業	2,000~4,999		エムワンシステム(株)	R6.12.1	情報通信業	0~4
	セーラー広告(株)	<u>R7.1.1</u>	学術研究、専門・技術サービス業	100~299		(株)ユタカ	R7.3.1	製造業	100~299
	松内建設(株)	R7.3.1	建設業	10~19		(株)晃建	R7.3.1	建設業	10~19
	(株)川六	<u>R7.6.1</u>	宿泊業、飲食サービス業	50~99		(株)日本エイジェント	R7.3.1	不動産業、物品賃貸業	100~299
	(株)ウチダ	<u>R7.7.1</u>	製造業	50~99		竹中金網(株)	R6.12.1	製造業	20~29
	穴吹興産(株)	<u>R7.9.1</u>	不動産業・物品賃貸業	300~999		(株)かどや	R7.5.1	宿泊業、飲食サービス業	100~299
	(株)みどりデジタルサポート	<u>R7.11.1</u>	情報通信業	5~9		(株)宇和土建株式会社	R7.6.1	建設業	10~19
	四国電力(株)	R6.4.1	電気・ガス・熱供給・水道業	2,000~4,999		山内工業(株)	R7.10.1	建設業	30~49人
	丸八商工(株)	R6.5.1	卸売業、小売業	30~49	ツウテック(株)	R7.9.1	製造業	30~49人	
	(株)カワイ	R6.8.1	製造業	30~49	(株)グリーンエナジー&カンパニー	<u>R7.1.1</u>	建設業	100~299	
徳島県 (7者)					四国化工機(株)	<u>R7.6.1</u>	製造業	300~999	
					(株)エムアイシー	<u>R7.8.1</u>	情報通信業	5~9	
					(株)阿波銀行	<u>R7.11.1</u>	金融業、保険業	2,000~4,999	
					(株)松尾建材	<u>R7.11.1</u>	製造業	20~29	
					(株)エクセレントケアシステム	R6.8.1	医療、福祉	1,000~1,999	
					国立大学法人鳴門教育大学	R7.1.1	教育、学習支援業	300~999	

(注) 認定日欄にて、下線は認定を更新した事業者、太字は最新の事業者を示す。

地域デジタル人材育成・確保推進事業

- デジタル田園都市国家構想の実現に向け、地域企業のDXを推進するデジタル人材を育成するプラットフォームを構築し、企業内人材（特にユーザー企業）や個人のリスキリングを推進。
- 民間企業等が提供する教育コンテンツ・講座を一元的に集約・提示するポータルサイト「マナビDX」の整備に加えて、ケーススタディ教育プログラムや地域企業協働プログラムを提供し、DXを推進する実践人材を育成。



1層：ポータルサイト「マナビDX（デラックス）」



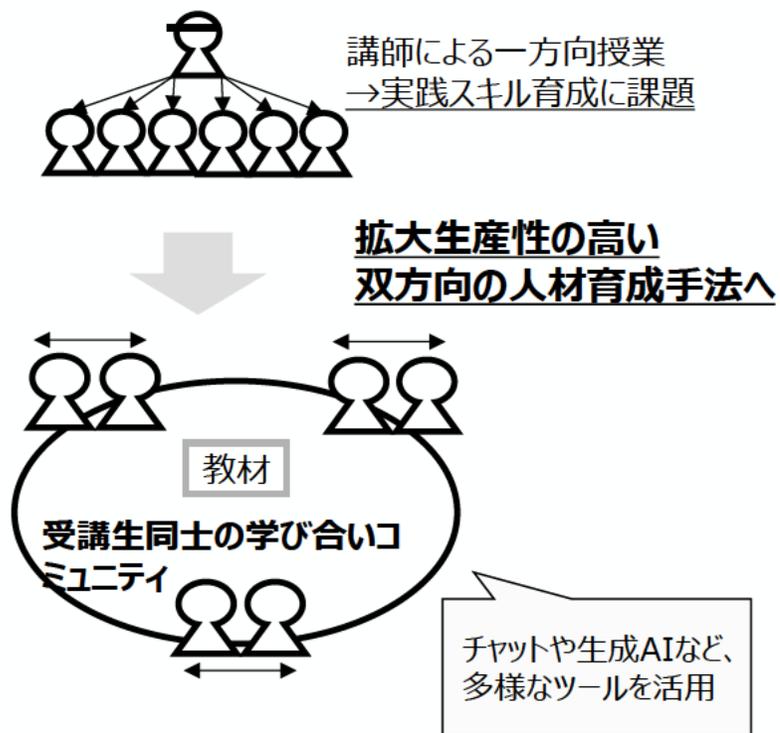
HPはこちら

- 民間が提供する講座をスキル標準（スキル・レベル）に紐付け一元的に提示するポータルサイト。 情報処理推進機構（IPA）が審査・運営。
- 一定レベル以上の認定講座について、厚生労働省が定める要件を満たした場合は、**専門実践教育訓練給付（個人向け）、人材開発支援助成金（企業向け）の対象**となる。

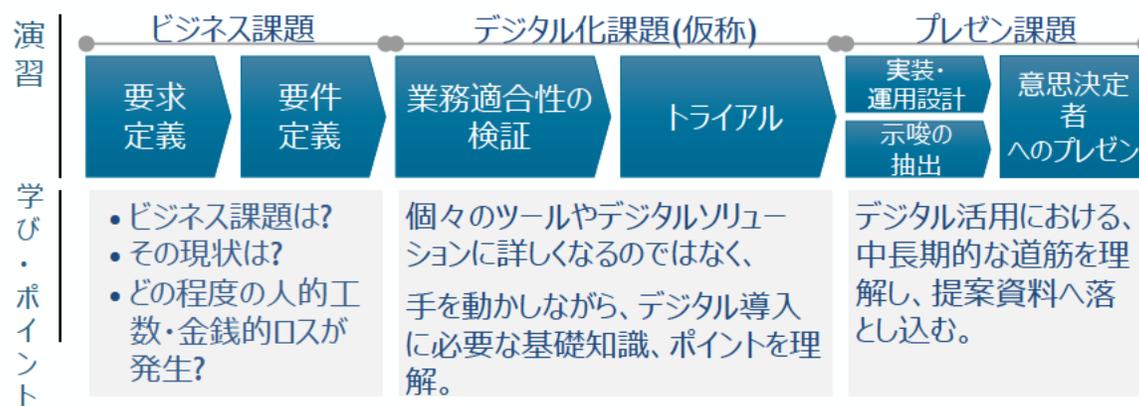


2層：ケーススタディ教育プログラム

- データ付きのケーススタディ教材を用いて、受講生が2カ月程度、架空の企業へのAI活用を含むデジタル技術導入を一気通貫で疑似体験するオンライン学習プログラムを実施。
- 講師を置かず、人材コミュニティ内で、受講生同士が互いに教え合い・学び合いながら、企業における以下の3種類の課題解決手法を身に付けることができる。



■プログラムにおける学びの流れ



- ★疑似体験1：AIの実装を通じたDXプロジェクトの疑似体験
(需要予測・在庫最適化、不良個所自動検出、工数予測)
- ★疑似体験2：データ駆動型の変革推進の疑似体験
(店舗運営型企業の収益改善、製造運輸業の業務最適化)
- ★疑似体験3：顧客視点での新規事業開発や組織変革の疑似体験
(店舗型小売業OMOビジネス)

3層：四国地域における地域企業協働プログラム

- 2025年度は7社の地域企業に参加頂き、DXの推進にかかる計画策定などを人材と協働して行っているデジタルスキルを学んだ外部のデジタル人材チームと地域企業がマッチングする。
- 2か月程度のオンラインでの協働プロジェクトを通じて、**企業の経営課題解決・DXの推進と、デジタル人材の実践的なスキルの向上**に取り組む。

